

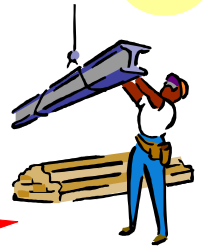


社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング  
**あおぞらLetter**

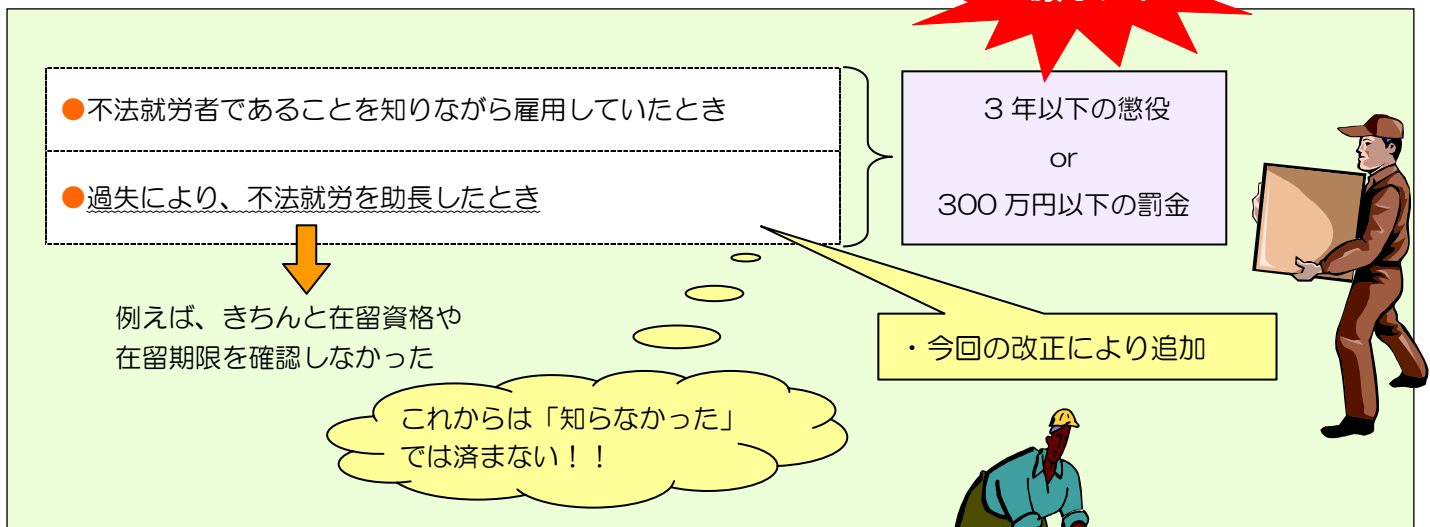
〒101-0035  
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 花村

# 入国管理法が改正されます 過失による不法就労に注意しましょう

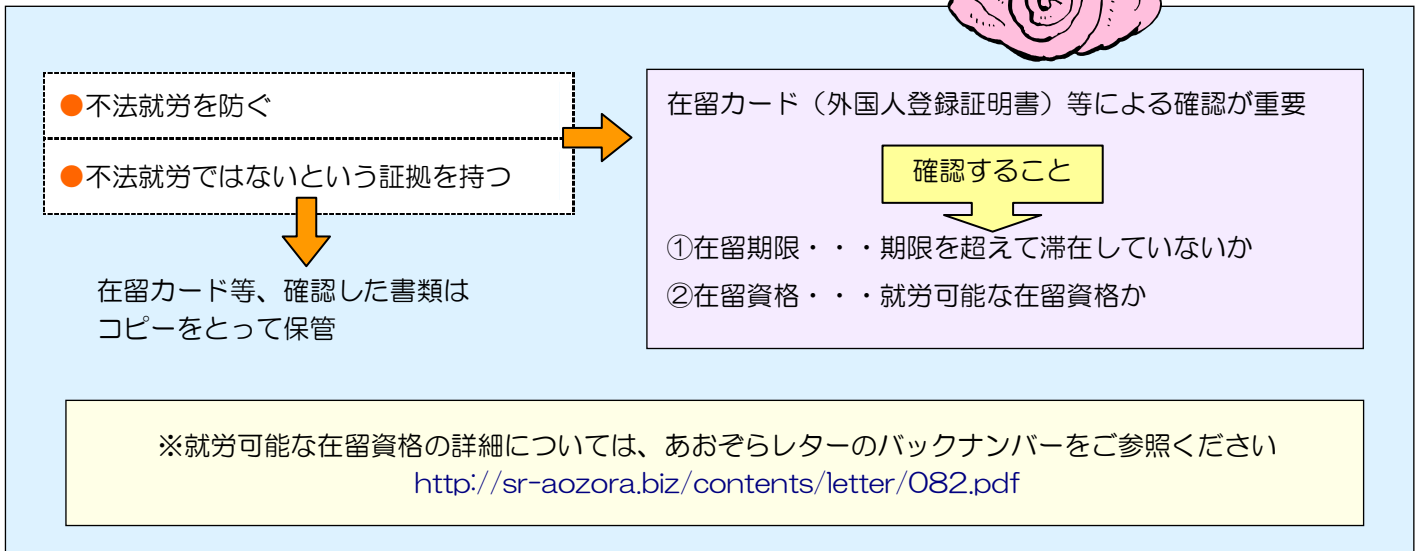
平成24年7月9日、入国管理法が改正され、日本国籍をもたない外国人に対する新たな在留管理制度が始まります。今回の改正では不法就労の助長に対する罰則が強化され、不法就労した本人だけではなく、**過失により不法就労をさせてしまった事業主にも罰則が適用**される可能性ができました。今回のあおぞらレターは不法就労から会社を守るためのポイントについてご案内いたします。



## ●会社が処罰される場合



## ●会社を守るには



### ～在留カードの交付が始まります～

※ 今回の改正により、「外国人登録証明書」に変わり「在留カード」が交付されるようになります。現在、外国人登録証明書を保持している方については、在留カードに切り替わるまでは外国人登録証明書が在留カードとみなされます。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277